

## 出席停止報告書記入のお願い

学校保健安全法施行規則第 18 条に規定されている、学校において予防すべき感染症に感染した場合、同法 19 条により出席停止の扱いとなります。

医師から学校感染症であると診断を受けたときは至急、学校へご連絡ください。また、医師の指示する期間、必ず自宅療養してください。

医師より登校の許可が出ましたら、保護者の方が、下記の報告書に出席停止期間・感染症名・保護者名を記入、押印のうえ担任へ提出してください。

## 出席停止報告書

(記入日) 令和 年 月 日

年 組 番 氏 名

保護者氏名

印

## 出席停止期間

令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日  
(自) (至)

## 感染症名

第二種感染症	出席停止期間	該当に○
インフルエンザ ( 型 )	発症後 5 日を経過し、かつ解熱した後 2 日を経過するまで	
百日咳	特有の咳が消失するか、5 日間の抗菌性物質製剤による治療が終了するまで	
麻疹	解熱した後 3 日を経過するまで	
流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が出現した後 5 日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで	
風疹	発疹が消失するまで	
水痘	発疹が痂皮化するまで	
咽頭結膜熱	主要症状が消退した後 2 日を経過するまで	
結核	医師が感染のおそれがないと認めるまで	
髄膜炎菌性髄膜		
その他 ( )		

## 備考

: